

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市立オリエント美術館		
② 施設種別	文教施設 [小分類] 博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)		
③ 担当課名	オリエント美術館		
④ 開設年月日	昭和54年4月6日		
⑤ 所在地	岡山市北区天神町9-31		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,786.60m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造 4,336.13m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)	1,8400,00千円	
	施設内容	オリエントの出土文化財を保存し展示公開する博物館施設。 鉄筋コンクリート構造の地上3階・地下1階。 展示室・収蔵庫・講堂・荷捌用駐車スペースと大型昇降機を有する。また、文化財を保存できる高規格の空調設備を備えている。令和2年度から3年度にかけて長寿命化改修工事を実施。	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 博物館法 第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立オリエント美術館条例
③ 条例に規定された設置目的	市民の教育、学術及び文化の向上発展に寄与する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・美術品、考古資料及びその他の資料を収集保管、展示すること。・美術館資料に関する調査・研究を行うこと。・美術館資料に関する講演会、講習会等を開催すること。
⑤ 設置目的等の達成状況	収蔵品の常設展示、年数回の特別展、月数回の講演会や研究会により市民の学術・文化・教養に欠かせない文化施設として認められている。 R4特別展満足度・ヒンドウーの神々の物語展 89% (特別展時のアンケート結果より)

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日～日曜日(年末年始・展示替え期間は除く)			
③ 開館時間	9時から17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	44,659人		
	令和2年度	4,354人		
	令和3年度	0人	※R2.10.1～R4.4.21まで長寿命化工事により休館	
⑤ 主な利用者	その他(市民、市外、海外の方 )			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)				

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	2,244	10	1,243	1,166	
	資料等販売収入	500	38	194	244	
収入合計		2,744	48	1,437	1,410	
支出	委託経費	管理運営委託料	33,309	42,638	21,272	32,406
		指定管理料	0	0	0	
		補助金等	0	0	0	
	小計		33,309	42,638	21,272	32,406
	直接経費	維持管理費	29,028	10,714	22,300	20,681
		光熱水費	15,287	7,021	8,807	10,372
		小計	44,315	17,735	31,107	31,052
支出合計		77,624	60,373	52,379	63,459	
収支差額		-74,880	-60,325	-50,942	-62,049	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				
	指定管理料				
	補助金等				
	自主事業収入からの繰入金				
	その他(雑入等)				
収入合計		0	0	0	0
支出	管理運営費				
	事業費				
	その他				
支出合計		0	0	0	0
収支差額		0	0	0	0

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘なし
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		現在、当館は主に中近東諸国からの出土文化財約4,700点を収蔵しており、公立としては国内唯一の古代オリエント専門美術館である。また建物自体も文化財的建築物(岡田新一設計)である。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		直営 専門性の高い施設を維持、発展させるには長期的視野に立ち、専門性の高い学芸スタッフを育成することが必要である。オリエント美術品の収蔵・保存・研究・公開という公益性の高い事業を安定的かつ継続的に実施すること及び学校との連携など、市民が文化芸術を楽しめるよう、市が主体的に文化芸術の振興を推進していく必要がある。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)